

福山市人権交流センター人権啓発・交流事業

は た け や ま お り え

畠山 織恵

講演会

どんな私も好きになる
～互いの人権を認め合おう～

7月12日 土

14:00～16:00 (開場13:30)

会 場 まなびの館ローズコム
4F 大会議室
広島県福山市霞町1丁目10-1

定 員 150名

お申込み

右のQRコードより
お申し込みください



●申込み順にてお席の確保をさせていただきます。
立席となる場合もありますので、ご了承ください。 ※手話通訳・要約筆記あります

参加費
無料

畠山 織恵プロフィール

- ◆障害児専門体験型療育「GOKAN 療育プログラム」考案。
- ◆障害児支援施設等への療育指導、介護・医療従事者向け研修、保護者向け講演等を行い
障害の有無や年齢、性別に関わらず「笑顔」と「勇気」「未来への希望」を日本中に届けている。
- ◆2022 年日本ビジネス書新人賞にて、プロデューサー特別賞受賞
- ◆2023 年 7 月 7 日にすばる舎より『ピンヒールで車椅子を押す』出版



主催 福山市 後援 福山市教育委員会

企画・運営 NPO 法人ゆにばーさる/ 想いやりの会

お問合せ 福山市人権交流センター NPO 法人ゆにばーさる (084-951-5700)

「憲法と基本的人権」のパネル展示しました！

4月10日～5月15日人権交流センター

1947（昭和22）年5月3日に施行された日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権（民主主義）、平和主義を三大原則としています。人権については、「第三章 国民の権利及び義務」の第14条〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と明記されています。また、第11条〔基本的人権〕に「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」こと、そして第13条〔個人の尊重と公共の福祉〕に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」こととされています。憲法に、社会的身分や門地で差別されないこと、また基本的人権は侵すことのできない永久不可侵の権利とうたわれています。

同和問題はこれら基本的人権に関わる問題であり、社会的な差別は一刻も早く解消すべきものです。



ロビー展示 「障がい者差別」解消法について

期間：5月22日（木）～6月24日（火）

内容： 国連の「障がい者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され2016年4月1日より施行されました。また同法律の改正により2024年4月1日から民間の事業者にも合理的配慮の提供が法的に義務化されました。

そこで、パネル展示を見ながら「障がい者差別」について学んでみませんか。

2025年度ふくやま人権・平和フェスタ実行委員 募集！

毎年12月4日～10日の「人権週間」期間中には、福山市内でさまざまな啓発イベントが行われています。人権交流センターにおいても『ふくやま人権・平和フェスタ』を開催しています。

今年度も多くの人たちのアイデアを出し合った魅力あるフェスタを創造するために、実行委員会を組織します。ぜひスタッフの一員として参加してみませんか。

～活動団体・個人・学生など実行委員の応募をお待ちしています！～



2024年度
近畿大学附属
広島高等学校・中学校
市原 凜さんの
作品